

特定非営利活動法人つくばハウジング研究会

理事長 小林 秀樹 殿

平成25年度住宅市場整備推進等事業費補助金交付決定通知書

平成25年9月30日付けで申請のあった平成25年度住宅市場整備推進等事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成25年10月2日

国土交通大臣



記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成25年9月30日付け交付申請書のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	9,203千円
補助金の交付決定額	9,203千円
3. 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
4. 補助金の確定額は、補助事業に要した経費に補助率を乗じて得た額をもって行うものとする。
5. 補助金の交付を受けた者（以下「事業主体」という。）は、適正化法、同法施行令、国土交通省所管補助金等交付規則、住宅市場整備推進等事業補助金交付要綱等に基づいた適切な経理を行わなければならない。